

日 時：平成22年12月21日(火) 18:00～18:30

場 所：懇親会会場

出席者：(委 員 長) 金子 修司

(副 委 員 長) 長田 喜樹

(委 員) 芝 京子 平山 征宏 菊嶋 秀生 長谷川 行彦

(オブザーバー) 藤田 武(会長)

(事 務 局) 岡部事務局長 田中職員

欠席者：(担当常任理事) 村島 正章

(委 員) 山根 三郎 石井 明 渡邊 一郎 山成 芳直 二宮 智美

委員会冒頭、当日の午後 1 時より行われた各支部長とのドライクリーニング工場に関する打合せの結果について、会長より報告された。

また、連合会による日・韓・中建築士協議会の本県内開催計画について、会長より報告された。

・この件で過日、連合会 担当者及び大阪士会会長が来局された。

・開催日程を決めていただきたい旨をお願いした。

議 事

1. 第 7 回総務企画委員会の議事録案の確認

概要

○前回委員会議事録案を異議なく承認(前回同様、メールリストで事前送付済み)。

○質疑応答

特になし

2. 公益法人移行について

○事務局長より「公益法人改革に関連する参考資料の送付について」(P.12～18) 及び副委員長より「相模原支部・横浜支部打合せ結果」(P.9～11)及び先行県における「公益目的事業比率」(追加資料)について説明。

・本会としては、2 月中旬頃までには全支部への説明会を終わらせたいが、それと平行して 4 月からの、新たな支部会計事務処理のためのマニュアルを作成し、当委員会内で議論していきたい。

・支部への説明会では、依然として、公益事業実施に関して各支部にルマが課せられるのではないかという声が出た。

・なお、業界他団体の情報として、(社)東京都建築士事務所協会は一般法人移行認可を得たと報じられている。

○質疑応答

・本会としては、会員を中心とした建築士のみを対象としたものは共益事業と捉えていたが、連

合会では公益目的事業と広義に解釈しているようだ。

- ・建築士定期講習については株式会社も行っており、果たして公益事業として認められるかどうか疑問である。

3. その他

○会長より建築基準法の改正について説明

- ・建築基準法の改正については、建築基本法を制定する中で議論を進めていくことになったと聞いている。

- ・適判機関のワンストップ化及び必要範囲の縮小について、関係機関へ意見を提出する必要性が生じたので、各支部の協力を得て対応していきたい。

次回は平成 23 年 1 月 18 日（火）午後 6 時からの開催です。